■ 事前相談・事前協議・届出内容の審査

つくばみらい市では、届出の内容が景観計画（景観形成方針・行為制限の基準等）に適合しているかどうかについて、下記の手続きに従い、景観法・景観条例に基づく審査を行います。

届出・審査の手続きに入る前に、届出をしようとする行為が景観計画（景観形成方針・行為制限の基準等）に適合しているかどうか、市に相談することができますので、届出が円滑に行えるよう、事前相談制度を活用してください。

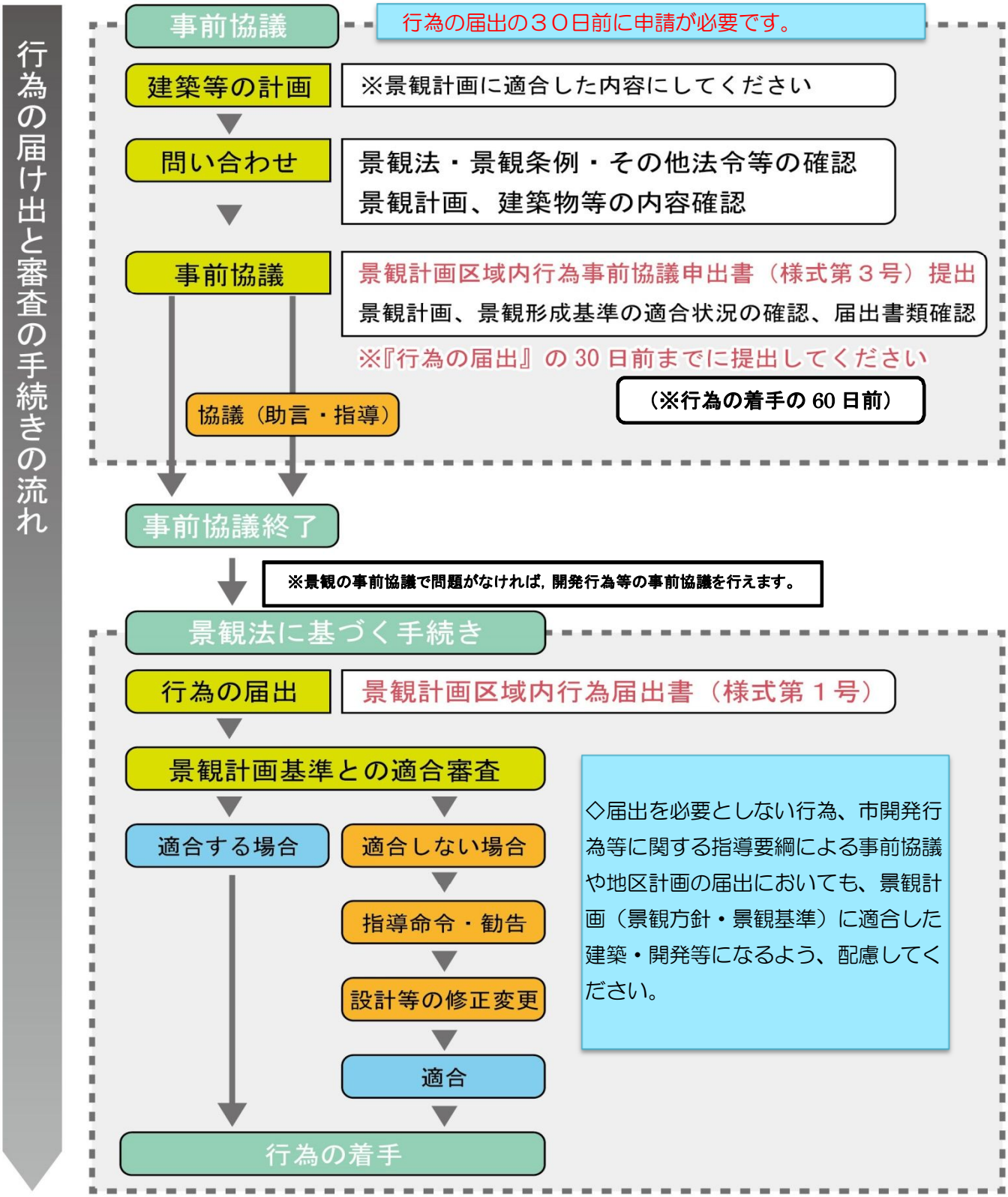

※景観計画に適合しない場合には、市は勧告や変更命令を行うことができます。

届出行為が景観計画に適合しないと判断した場合には、景観法の規定により、景観形成方針・景観形成基準に適合するよう、必要な限度において、設計の変更等の勧告または変更命令を行うことができます。